

北海道告示第 10174 号

家畜伝染病まん延防止規則（昭和 50 年北海道規則第 32 号）第 2 条第 1 項の規定による家畜等の移動の禁止について、次のとおり指定する。

令和 5 年 2 月 10 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 移動を禁止する家畜
 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及び
 それらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるお
 それがある物品
- 2 移動を禁止する期間
 当面
- 3 移動禁止区域
 赤平市（高病原性鳥インフルエンザの疫学関連家きんが飼養され
 ている農場に限る）
- 4 移動を禁止する理由
 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため